

# 公費解体制度について

## ■ 制度の概要

令和6年能登半島地震により被災した家屋等について、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図るため、所有者等の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行うもの。また、所有者自ら被災家屋等を解体・撤去した場合は、その費用を基準に基づき償還するもの。

【公費解体】：市が解体・撤去

半壊以上の被災家屋等の解体・撤去を公費で市が行う。

【自費解体】：所有者が解体・撤去

所有者が被災家屋等を解体・撤去した場合、その費用を市が償還（基準額あり）する。

※令和6年1月1日（月）～3月31日（日）の間に事業者と契約したもの

	主なメリット	主なデメリット
公費解体	・費用（対象として決定したものは市が全額負担する。	・申請審査、解体決定後に市が業者選定・契約をするため、解体着手まで時間を要する。
自費解体	・所有者が業者を決め、早く解体に着手できる。	・一旦、所有者が事業者に費用を支払う必要がある。 ・市が決定した基準額までの償還となる（費用の全額とはならない場合あり）。

## ■ 対象となる家屋等の要件

令和6年能登半島地震の被害により、次の要件を全て満たすことが必須です。

①被災した家屋等の一部ではなく、全部を解体・撤去すること。

（一部のみの解体やリフォームは対象外です）

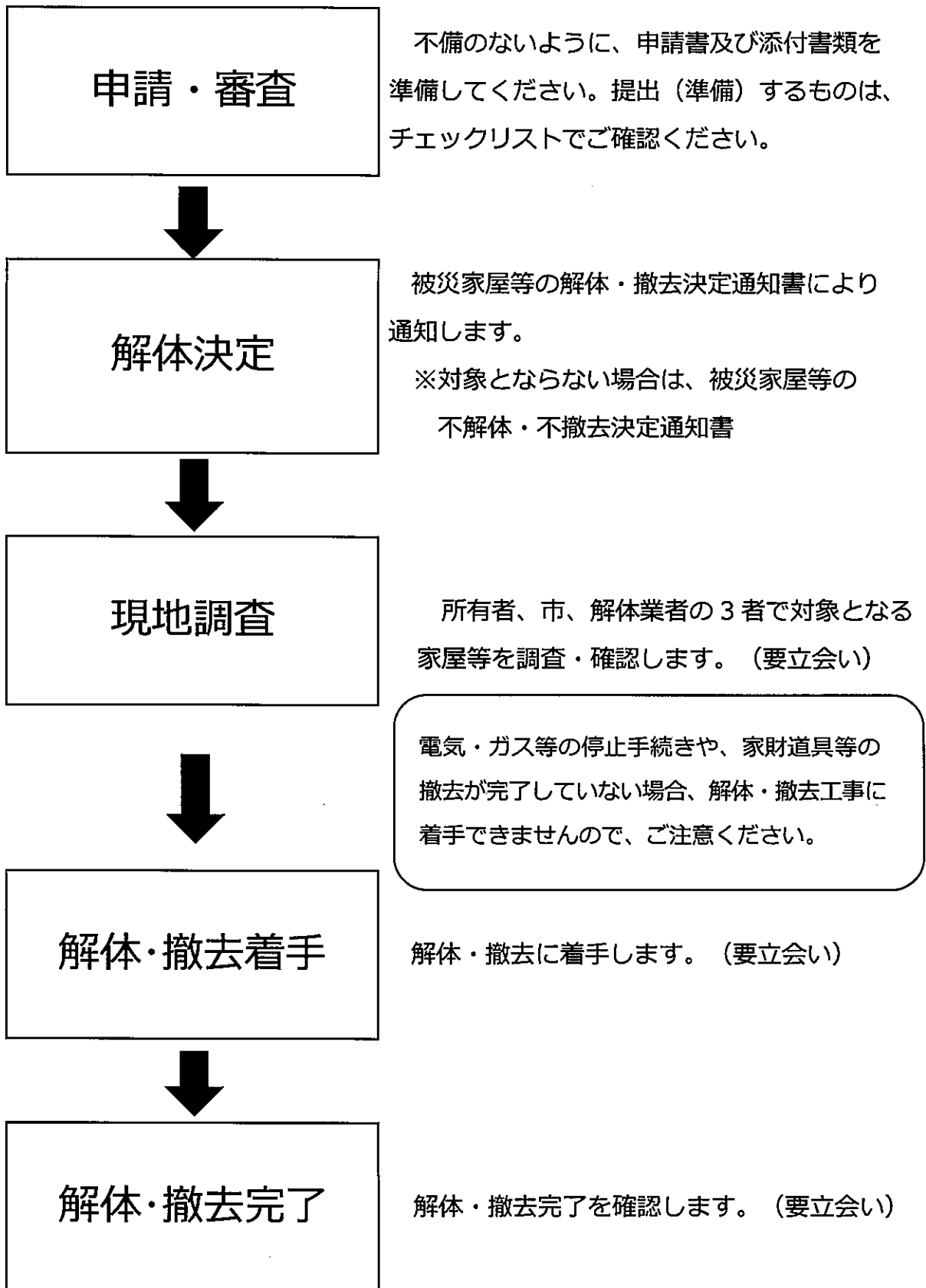
②住家については、罹災証明書の被害の程度が（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）のいずれかであること。

③非住家（中小企業の事業所など）は、罹災証明書に記載の「住家以外の被害欄」で被害を受けていることが確認できる内容のもの及び固定資産税の減免承認通知書などにより半壊以上相当の被害を確認できるもの。

■対象の内訳（解体・撤去の可否について）

区分	例示
<p>罹災証明で「半壊」以上、現地確認等で「半壊」以上に相当すれば、解体・撤去可能なもの</p>	<p>住家・併用住宅、中小企業の事業所等の上屋及び基礎            ※基礎の解体には制限有り（次の①、②）            ①住家・併用住宅の基礎は、3階建て以下が解体の対象            ②中小企業の事業所の基礎は、2階建て以下かつ高さ10m以下が解体の対象</p>
<p>・「半壊」以上の住家等と一体で解体・撤去可能なもの            ・単独で「半壊」以上の被害が確認で可能なもの</p>	<p>離れ            車庫、倉庫</p>
<p>「半壊」以上の住家と一体で解体・撤去可能な設備            （単独の解体・撤去は不可）</p>	<p>合併浄化槽、単独浄化槽、便槽            温水器、ソーラーパネル等付属物</p>
<p>対象とならないもの</p>	<p>制限を超える住家・併用住宅、事業所等の基礎            撤去後の土地の整地            合併浄化槽、単独浄化槽、便槽以外の地下埋設物            埋め戻した浄化槽            アスファルト舗装・砂利などの敷設物            ブロック壁・よう壁            ビニールハウス、仮設トイレ、基礎のない物置            取付マス・汚水マス、庭木・庭石</p> <p>《参考》            所有者自身が行うもの            ・電力、上下水道、ガスなどの諸手続き（解約・撤去）            ・エアコン取り外し            ・浄化槽、便槽の清掃            ・家財等の搬出 など</p>

## ■ 申請～解体までの主な流れ



## ■よくあるお問い合わせ

### 問1 誰が申請者となるのか。

○家屋等の所有者が申請者となります。

なお、所有者が、未成年者・成年被後見人の場合は、法定代理人（未成年者の場合は親権者または未成年後見人、成年被後見人の場合は成年後見人）が申請者となります。

### 問2 家屋の一部だけを解体・撤去する場合は対象となるか。

○補助対象とはなりません。被災家屋全体を解体・撤去する場合のみ対象となります。

### 問3 庭木・庭石や土間コンクリートは対象となるのか。

○庭木・庭石の類は、解体・撤去の対象となりません。

土間コンクリートは、家屋内部の土間や家屋周りのいわゆる「犬走り」を除いて対象とはなりません。

### 問4 ブロック塀やよう壁などの解体・撤去は対象となるか。

○ブロック塀やよう壁などは補助対象となりません。

ただし、工事支障のため撤去の必要性がある場合は、補助対象となる場合があります。

### 問5 自宅の公費解体において、タンスなど不要な家財道具は室内に置いたままでいいか。

○被災家屋の家財道具は、解体工事着工までに処分してください。

なお、給湯器や流し台等の設備は、処分する必要はありません。

○被災家屋内の残置物の処分は、所有者が公費解体業者と別途契約（自己負担）していただくことは可能です。

### 問6 同じ家屋に対して、応急修理制度と公費解体制度を併用できるか。

○併用することはできません。

ただし、応急修理を行ったにも関わらず長期継続的に居住することが困難で、結果的に解体・撤去の必要が生じた場合には個別に相談してください。

## ■申請受付

- 受付方法：窓口でお待たせすることがないように予約制とします。

申請される方は必ず事前に予約してください。

なお、申請受付は下記のとおり2月26日（月）から開始しますが、2月22日（木）は予約の受付のみお受けしますので、お電話でお問い合わせください。

- 申請受付：令和6年2月26日（月）～7月31日（水）

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます）

9:00～12:00 及び 13:00～17:00

### 【お問い合わせ先】

上越市 環境部 生活環境課

Tel:025-526-5111（内線 1020-4113）

（住所：上越市大字東中島 2963 番地）

## 公費解体 提出書類チェックリスト

個人が所有する場合	
1	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書（公費解体）＜様式第1号＞ ※被災家屋の所有者の実印押印
2	<input type="checkbox"/> 来庁者の身分証明書【原本】（写真付きのものは1種 / 写真なしのものは2種必要） → コピーして返却
3	<input type="checkbox"/> 来庁者の印 <input type="checkbox"/> 申請者本人が来庁する場合 → 実印 <input type="checkbox"/> 申請代理人が来庁する場合 → 申請代理人の認印 （申請書の申請者欄、署名欄と委任状には実印が必要）
4	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の配置図＜様式第2号＞
5	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の写真＜様式第3号＞ 解体前（被災家屋等の全景、撤去対象が特定されるもの）
6	<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑登録証明書【原本】※交付から3か月以内のもの
7	<input type="checkbox"/> 罹災証明書【原本又は写し】 → 原本の場合、コピーして返却 ※「被災家屋の解体及び撤去に係る申請書」に同意をいただければ生活環境課が取得を代行することが可能です。 ※ 他に被害状況の確認できる書類（例：固定資産税減免申請の決定通知）の提出をお願いします。 する場合があります。
8	<input type="checkbox"/> 被災建築物に係る全部事項証明書【原本】 <input type="checkbox"/> 未登記で課税の場合 → 当該被災建築物に係る資産証明書 <input type="checkbox"/> 未登記で非課税の場合 → 当該被災建築物が存する土地に係る全部事項証明書等

法人の場合（中小企業又は公益法人等）	
1	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書（公費解体）＜様式第1号＞ ※被災家屋の所有者の実印押印
2	<input type="checkbox"/> 商業・法人の登記事項証明書【原本】
3	<input type="checkbox"/> 来庁者の身分証明書【原本】（写真付きのものは1種 / 写真なしのものは2種必要） → コピーして返却
4	<input type="checkbox"/> 来庁者の印 <input type="checkbox"/> 法人の場合 → 代表者印（実印） ※法人で代表者印の持ち出しが不可の場合 → 申請代理人の認印で可 （申請書、委任状には代表者印の実印）

5	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の配置図<様式第2号>
6	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の写真<様式第3号> 解体前（被災家屋等の全景、撤去対象が特定されるもの）
7	<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑登録証明書【原本】 ※交付から3か月以内のもの
8	<input type="checkbox"/> 罹災証明書【原本又は写し】 → 原本の場合、コピーして返却 ※「被災家屋の解体及び撤去に係る申請書」に同意をいただければ生活環境課が取得を代行することが可能です。 ※他に被害状況の確認できる書類（例：固定資産税減免申請の決定通知）の提出をお願いします。
9	<input type="checkbox"/> 被災建築物に係る全部事項証明書【原本】 <input type="checkbox"/> 未登記で課税の場合 → 当該被災建築物に係る資産証明書 <input type="checkbox"/> 未登記で非課税の場合 → 当該被災建築物が存する土地に係る全部事項証明書等

### <個人・法人共通>

<b>来庁者が代理人の場合</b>	
1	<input type="checkbox"/> 委任状（被災家屋等の解体及び撤去）<様式第4号>
<b>共有物件の場合</b>	
1	<input type="checkbox"/> 共有者全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書<様式第5号>
2	<input type="checkbox"/> 共有者全員の印鑑登録証明書【原本】（交付から3か月以内のもの）
<b>隣地に立ち入らなければ解体工事ができない場合</b>	
1	<input type="checkbox"/> 隣接地の所有者の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書<様式第6号>
<b>建物登記に抵当権等の権利が設定されている場合</b>	
1	<input type="checkbox"/> 差押え仮差押え又は処分禁止の登記に係る権利者全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書<様式第7号> <input type="checkbox"/> 債務について支払いが終わっている場合 → 抵当権の解除証書でも可（コピーして返却）
2	<input type="checkbox"/> 関係権利者の印鑑登録証明書【原本】（交付から3か月以内のもの）
<b>借家（アパート、貸家）等で、入居中の方がいる場合</b>	
1	<input type="checkbox"/> 賃借人全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書<様式第8号>
<b>所有権について差押え、仮差押え又は処分禁止の登記がある場合</b>	
1	<input type="checkbox"/> 債権者全員の同意書<様式なし>

家屋等の所有者が亡くなっていて、遺産分割協議書がある場合	
1	<input type="checkbox"/> 所有者の死亡を証する書類【原本】
2	<input type="checkbox"/> 相続人全員が確認できる戸籍謄本【原本】
3	<input type="checkbox"/> 相続人全員の実印が押印された遺産分割協議書の写し
4	<input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑登録証明書【原本】(交付から3か月以内のもの)
家屋等の所有者が亡くなっていて、遺産分割協議書が作成されていない場合	
1	<input type="checkbox"/> 所有者の死亡を証する書類【原本】
2	<input type="checkbox"/> 相続人全員が確認できる戸籍謄本【原本】
3	<input type="checkbox"/> 共有者全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書<様式第5号>
4	<input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑登録証明書【原本】(交付から3か月以内のもの)



## 費用償還 提出書類チェックリスト

個人が所有する場合	
1	<input type="checkbox"/> 自費解体・撤去に係る償還申請書<様式第13号>
2	<input type="checkbox"/> 来庁者の身分証明書【原本】（写真付きのものは1種 / 写真なしのものは2種必要） → コピーして返却
3	<input type="checkbox"/> 来庁者の印 <input type="checkbox"/> 申請者本人が来庁する場合 → 実印 <input type="checkbox"/> 申請代理人が来庁する場合 → 申請代理人の認印 <span style="display: block; text-align: right;">（申請書の申請者欄、署名欄と委任状には実印が必要）</span>
4	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の配置図<様式第2号>
5	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の写真<様式第3号> 解体前（被災家屋等の全景、撤去対象が特定されるもの）、解体中、解体後
6	<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑登録証明書【原本】 ※交付から3か月以内のもの
7	<input type="checkbox"/> 罹災証明書【原本又は写し】 → 原本の場合、コピーして返却 ※「自費解体・撤去に係る償還申請書」に同意をいただければ生活環境課が取得を代行することが可能です。 ※他に被害状況の確認できる書類（例：固定資産税減免申請の決定通知）の提出をお願いします。
8	<input type="checkbox"/> 被災建築物に係る全部事項証明書【原本】 <input type="checkbox"/> 未登記で課税の場合 → 当該被災建築物に係る資産証明書 <input type="checkbox"/> 未登記で非課税の場合 → 当該被災建築物が存する土地に係る全部事項証明書等
9	<input type="checkbox"/> 解体及び撤去に係る見積書及び契約書の写し
10	<input type="checkbox"/> 領収書その他解体及び撤去に要する費用を支払ったことを証する書類 ※工事費の項目別内訳がわかる書類を添付してください。
11	<input type="checkbox"/> マニフェスト（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第7条の2第3項第3号に規定する産業廃棄物管理票をいう。）
12	<input type="checkbox"/> 取り壊し証明書 解体事業者が発行する解体が完了したことを証するもの

法人の場合(中小企業又は公益法人等)	
1	<input type="checkbox"/> 自費解体・撤去に係る償還申請書<様式第13号>
2	<input type="checkbox"/> 商業・法人の登記事項証明書【原本】
3	<input type="checkbox"/> 来庁者の身分証明書【原本】 (写真付きのものは1種 / 写真なしのものは2種必要) → コピーして返却
4	<input type="checkbox"/> 来庁者の印 <input type="checkbox"/> 法人の場合 → 代表者印 (実印) ※法人で代表者印の持ち出しが不可の場合 → 申請代理人の認印で可 (申請書、委任状には代表者印の実印)
5	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の配置図<様式第2号>
6	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の写真<様式第3号> 解体前(被災家屋等の全景、撤去対象が特定されるもの)、解体中、解体後
7	<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑登録証明書【原本】 ※交付から3か月以内のもの
8	<input type="checkbox"/> 罹災証明書【原本又は写し】 → 原本の場合、コピーして返却 ※「自費解体・撤去に係る償還申請書」に同意をいただければ生活環境課が取得を代行することが可能です。 ※他に被害状況の確認できる書類(例:固定資産税減免申請の決定通知)の提出をお願いします。
9	<input type="checkbox"/> 被災建築物に係る全部事項証明書【原本】 <input type="checkbox"/> 未登記で課税の場合 → 当該被災建築物に係る資産証明書 <input type="checkbox"/> 未登記で非課税の場合 → 当該被災建築物が存する土地に係る全部事項証明書等
10	<input type="checkbox"/> 解体及び撤去に係る見積書及び契約書の写し
11	<input type="checkbox"/> 領収書その他解体及び撤去に要する費用を支払ったことを証する書類 ※工事費の項目別内訳がわかる書類を添付してください。
12	<input type="checkbox"/> マニフェスト(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第7条の2第3項第3号に規定する産業廃棄物管理票をいう。)
13	<input type="checkbox"/> 取り壊し証明書 解体事業者が発行する解体が完了したことを証するもの

〈個人・法人共通〉

<b>来庁者が代理人の場合</b>	
1	<input type="checkbox"/> 委任状（被災家屋等の解体及び撤去）〈様式第4号〉
<b>共有物件の場合</b>	
1	<input type="checkbox"/> 共有者全員の自費解体・撤去に係る償還申請に係る同意書〈様式第14号〉
2	<input type="checkbox"/> 共有者全員の印鑑登録証明書【原本】（交付から3か月以内のもの）
<b>家屋等の所有者が亡くなっていて、遺産分割協議書がある場合</b>	
1	<input type="checkbox"/> 所有者の死亡を証する書類【原本】
2	<input type="checkbox"/> 相続人全員が確認できる戸籍謄本等【原本】
3	<input type="checkbox"/> 相続人全員の実印が押印された遺産分割協議書の写し
4	<input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑登録証明書【原本】（交付から3か月以内のもの）
<b>家屋等の所有者が亡くなっていて、遺産分割協議書が作成されていない場合</b>	
1	<input type="checkbox"/> 所有者の死亡を証する書類【原本】
2	<input type="checkbox"/> 相続人全員が確認できる戸籍謄本等【原本】
3	<input type="checkbox"/> 共有者全員の自費解体・撤去に係る償還申請に係る同意書〈様式第14号〉
4	<input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑登録証明書【原本】（交付から3か月以内のもの）